# 第13 火の使用に関する制限等

条例第 23 条では消防総監が指定する場所(以下「指定場所」という。)において、「喫煙」、「裸火の使用」、「火災予防上危険な物品の持込み」に該当する行為を禁止している。(以下、「禁止行為」という。)

ただし、消防署長が、消防総監が定める基準(平成16年6月東京消防庁告示第7号、第1、2。以下「解除の基準」という。)に適合していると認めた(行為者等からの申請に基づき承認した)場合は、禁止行為を行うことが可能となる。

### 1 喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止される指定場所の用途

[○:禁止される行為]

~		[O · 3\	さ46の11村」	
禁止行為			裸火	危 物 品
指定場所の用途・範囲(実際の使用形態の	カ用途で判定)		\(\mathcal{L}\) /13	持込み
	舞    台	0	0	0
劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂、集会場	客	○*4	0	0
A云至、朱云勿	公衆の出入りする部分	_	_	0
キャバレー、バー、ナイトクラブ、	舞台(バーを除く。)	0	0	0
ダンスホール、飲食店	公衆の出入りする部分※3	_	_	0
7/Krt 1 #4 B B + + + **1	売場	○*5	0	0
百貨店、マーケット、物品販売店舗 *1	通常顧客の出入りする部分	○*5	0	0
屋内展示場	公衆の出入りする部分	0	0	0
映画スタジオ、テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	0	0	0
高さ 100m以上の建築物	公衆の通行の用に供する部分	0	0	0
旅館、ホテル、宿泊所	催物の行われる部分	0	0	0
地下街	売場	0	0	0
→□   円	地 下 道	0	0	0
重要文化財等	建 造 物 の 内 部	0	0	0
里女人儿別守	建造物の周囲	0	0	0
自動車車庫、駐車場 ※2	駐車の用に供する部分	0	0	_
車両の停車場、船舶・航空機の発着場	旅客が利用する部分	_	_	0

- ※1 百貨店等の床面積の合計が、1,000 ㎡以上のもの(事務所や従業員食堂などの機能従属部分の床面積も百貨店等の床面積に含む。)
- ※2 駐車の用に供する部分の床面積が、地階若しくは2階以上の階は200 ㎡以上、1階は500 ㎡以上、屋上は300 ㎡以上のもの、又は、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの
- ※3 公衆の出入りする部分の床面積の合計が、100 ㎡以上のもの
- ※4 観覧場の場合は、屋外にある客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。公会堂又は集会場の場合は、喫煙設備のある客席を除く。
- ※5 喫煙設備のある場所を除く。

## 2 標識の設置

指定場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に、喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止する旨の標識を設置させること(条例第23条第2項、条則第5条)。

# 3 指定場所の範囲

	指定場	所の範囲		指定場所から除外できる場合
(1) 劇場	ア舞台	舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室及び小道具室 いす席、座り席、立席等の客席部分及び客席内の通路部分 ア及びイ以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆の利用に供する部分		
映画館演芸場	イ 客席			
観覧場 公会堂 集会場	ウ 公衆の出入 りする部分			
(2) キャバレー	ア 舞台(バーを 除く。)	(1)、アによる		
バー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	イ 公衆の出入 りする部分 (床面積の合 計100㎡以上)	客席、通路、階段、ホール等の公衆の利用に供する部分		
(3)	アー売場	(ア) 物品陳列販売部分及びその間の通路		
百貨店 マーケット 物品販売店舗 (床面積の合 計 1,000 ㎡ 以 上)		(イ) (ア)に隣接す る次に掲げる 部分	a 食料品の加工場及 び各種物品の加工修 理コーナー	当該部分が(7)の部分に直接 面する開口部を有しておらず、 かつ、不燃区画**(開口部は常時 閉鎖式の防火設備とする(当該 部分にスプリンクラー設備が 設置されている場合を除 く。)。)されている場合
			b ストック場	当該部分が(7)の部分に直接 面する開口部を有しておらず、 かつ、不燃区画*されている場 合
	イ 通常顧客の	(ア) 物産展、展覧	会等を行う催事場	
	出入りする部 分(ア、(ア)以 外のもの)	(イ) 顧客が利用する屋上等の直接外気に 開放された部分		
			ーター、エスカレーター、の利用に供する部分  a 写真の現像、洋服等の仕立て、クリーニング等の各種承り所  b 手荷物一時預り所、買物品発送所、店内案内所等のサービス施設	当該部分が不燃区画 <sup>**</sup> されている場合

		c 美容室、写真室、貸 衣装室、生活教室等 で利用形態が一体を なしている兼営事業 部分	
(4) 屋内展示場	公衆の出入りする部分	展示ブース等の展示を行う部分及び階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、ロビー等の公衆の利用に供する部分	
(5)	撮影用セット	(ア) スタジオ内のセットを設ける部分	
映画スタジオテレビスタジオ	を設ける部分	(イ) (ア)と同一室内にあるスタジオに付属 して使用される部分	当該部分が(ア)と不燃区画* されている場合
(6) 高さ100メート ル以上の建築 物	公衆の通行の 用に供する部分	階段、エレベーター、エスカレーター、 傾斜路、廊下、通路、展望コーナー、ロビ 一等の部分	
(7) 旅館 ホテル 宿泊所	催物の行われ る部分	不特定多数の者を対象に、物品販売若しくは演劇、映画、演芸、音楽、舞踏その他の見せ物が行われる部分又は各種展示若しくは展覧が行われる催物室、宴会場、広間等の部分(当該催物が行われる場合に限る。)	
(8)	アー売場	(3)、アによる	
地下街	イ 地下道	政令別表第1 (16の2) 項の地下街内の 通路部分	
(9) 重要文化財等	ア 建造物の内部	建造物の壁体、内装又は居室の一部が重要文化財等として指定されている場合には、当該指定された部分	個人の住居の用に供する部 分又は銀行、美術館、研修所若 しくは神社の事務所等事務の 用に供する部分がある場合
	イ 建造物の周 囲	建造物の周囲3m以内の範囲とし、当該 建造物に軒又はひさしがある場合にあっ ては、これらを水平投影した範囲から周囲 に3mを加えた範囲	
(10) 自動車車庫 駐車場	ア 駐車の用に 供する部分(地 階又は2階以 上の階で200㎡ 以上、1階で 500㎡以上、屋 上部分で300㎡ 以上)		
	イ 昇降機等の 機械装置によ り車両を駐車 させる構造の もの(車両の収		

	容台数が10以 上)	
(11) 車両の停車場 船舶・航空機 の発着場	旅客の乗降又 は待合いの用に 供する建築物の 旅客が利用する 部分	

※ 不燃区画・・・・不燃材料(建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり及び屋根)又は防火戸(建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。)で区画され、かつ、建基政令第112条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。

## 4 指定場所における解除の基準

指定場所となる用途では、解除の基準において、裸火を使用する場所や危険物品を持込む場所を、区画形成(防 火区画や不燃区画)したり、出入口及び階段等から一定の距離を離すなどの措置が必要となる場合がある。

特に、指定場所となる百貨店等の売場で裸火を使用する際には、原則として区画形成が必要となることから、消防同意に係る事前相談等において、禁止行為を考慮した建築設計を行うよう関係者に指導すること。

火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置 (平成16年6月東京消防庁告示第7号) 抜粋

(17%	(平成 16 年 6 月 東京消防庁告示第 7 号) 抜粋 百貨店等					
指定	禁止行為	解除の基準				
場所	の種類	大規模な百貨店等 <sup>*1</sup> の場合	大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合			
3277	喫煙	認めないものとする。	八州庆·4日東山中沙川少日東山中沙湖日			
売場	※裸火使用	上有効に遮断する等の措置を講じた場合を	に放等の体制が講じられていること。 以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火を除く。)。 水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で等の措置を講じた場合を除く。)。  2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。 ア 使用する場所は、不燃区画**3されていること。ただし、最大消費熱量 12kW 以			

- ごとに複数箇所を使用する場所と することができる。
- a 油脂を含む蒸気を発生するお それのある厨房設備に附属する 天蓋及び排気ダクトの排気取入 口には、火炎の伝走を防止できる 装置としてのフード用等簡易自 動消火装置が設置されていること。
- b 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備 又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置 又は燃料供給停止装置)が設置されていること。
- (f) 防火区画<sup>\*2</sup>の面積は、150 m以下 であること。
- (エ) スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。
- イ 気体燃料を熱源とするものは、次に 掲げるものであること。
  - (7) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量はアに規定する使用する場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画\*2されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下とすること。
  - (4) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式のものを除く。)。
  - (f) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。
- ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。

- 満たしている場合は、総消費量を、使用する場所ごとに 175kW 以下とすることができる。
- (4) ガス過流出防止装置又はガス漏れ 早期発見のための装置が設置されて いること(カートリッジ式のものを除 く。)。
- (ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料 容器であること。
- ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。

		-
	危険物品持込み	1 消火器具を設けること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上(危険物のうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m以上)、その他の危険物品については水平距離で3 m以上離れていること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)。 4 裸火を使用する場所から水平距離で5 m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) 容器の個数は問わないものとする。 7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を行う場所は、次に定めるところによること。 (1) 大規模な百貨店等の場合は売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(3)アを、大規模な百貨店等の場合の欄2(3)アを、大規模な百貨店等の場合の欄2(3)アを、それぞれ準用すること。
		(2) 大規模な百貨店等で、気体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等の使用場所を複数箇所設けることが認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。
	喫煙	認めないものとする。
通常顧客の出入りする部分	※裸火使用(催事場等)	<ul> <li>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</li> <li>(2) 消火器具を設けること。</li> <li>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</li> <li>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)。</li> <li>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)。</li> <li>2 火気使用設備器具等を使用するもの</li> <li>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</li> <li>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</li> <li>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。ア 消費量は1個につき 58kW 以下であること。イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場における消費量と合算して175kW 以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の欄 2(3)アに規定する使用する場所に該当する場所を除く。ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式のものを除く。)。エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</li> <li>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する売場に</li> </ul>

	おける使用量と合算して1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5 kg、その他の固体の燃料 5 kg 以下であること。 3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。			
※裸火使用(兼営事業部分)	1 通常顧客の出入りする部分の部裸火使用(催事場等)の項1及び2(2)によること。 2 電気を熱源とするものに限ること。			
	1 消火器具を設けること。			
危険物品持込み(催事場等)	2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上(危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上)、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)。 4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)容器の個数は問わないものとする。 7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。			
危険物品持込み(兼営事業部分)	1 通常顧客の出入りする部分の部危険物品持品持込み(催事場等)の項1から6までによること。 よること。 2 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みについては、煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を伴わないものに限ること。			

- ※1 大規模な百貨店等・・・百貨店、スーパーマーケット等(連続式店舗を除く。)で床面積の合計が3,000㎡ 以上のものをいう。
- ※2 防火区画・・・・・建基政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床 若しくは壁又は同項に規定する特定防火設備である防火戸(常時閉鎖式又は感知 器連動のものに限る。)で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が 講じられているものをいう。

※3 不燃区画・・・・・不燃材料 (建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。) で造った壁、柱、床 及び天井 (天井のない場合は、はり及び屋根) 又は防火戸 (建基法第2条第9号 の2口に規定する防火設備であるものに限る。)で区画され、かつ、建基政令第112 条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。

#### ※4 裸火使用

裸火使用に該当する範囲			裸火使用から除外するもの
(1) 火気使用設備 器具等を使用 するもの	ア電気	(7) 赤熱して見える発熱部が外部に 露出しているもの	トースター、ドライヤー、電気オー ブン等発熱部が焼室、風道又は庫内に
		(4) 外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの(発熱部の表面温度がおおむね400度以上のもの)	面しているもの
	イ 気体燃料 液体燃料 固体燃料	すべてのもの	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具(FF式等)
(2) 火炎、火花又は	ア 電気	(1)アによる	
発熱部を外部 に露出した状態で使用する もの	イア以外の熱源	すべてのもの	火薬類取締法施行規則第1条の5各 号に掲げるがん具煙火のうちクリスマ スクラッカー、平玉、巻玉等を消費す るもの